

資 料
No. 1
都市整備部

平成24年4月12日

小菅一丁目地区の街づくりについて

小菅一丁目地区で行われている「東京拘置所改築工事」は、平成8年度に着手し、平成22年度までに建屋本体工事が終了し、平成23年度は、報道関係者用の駐車場や構内通路等の整備、外構工事等を行い、平成24年3月をもって完了した。

東京拘置所改築工事に先立ち、区長より東京拘置所長あてに要請した事項は、概ね、達成された状況である。(別添資料1)

今回の改築工事で可能となる稲荷門から新古川橋へ抜ける東京拘置所敷地内通路の通行は、5月の連休明けを目途にしているとのことである。(別添資料2：写真)

国家公務員宿舎の建築に伴い不要となった東京拘置所官舎跡地は、今後、関東財務局へ引き継がれる予定となっており、その「まちづくり用地」の利活用方法については、関東財務局と引き続き調整中である。

また、東京都が事業主体となって進めている水戸橋の架け替え事業については、平成24年4月29日午後から開通予定とのことである。

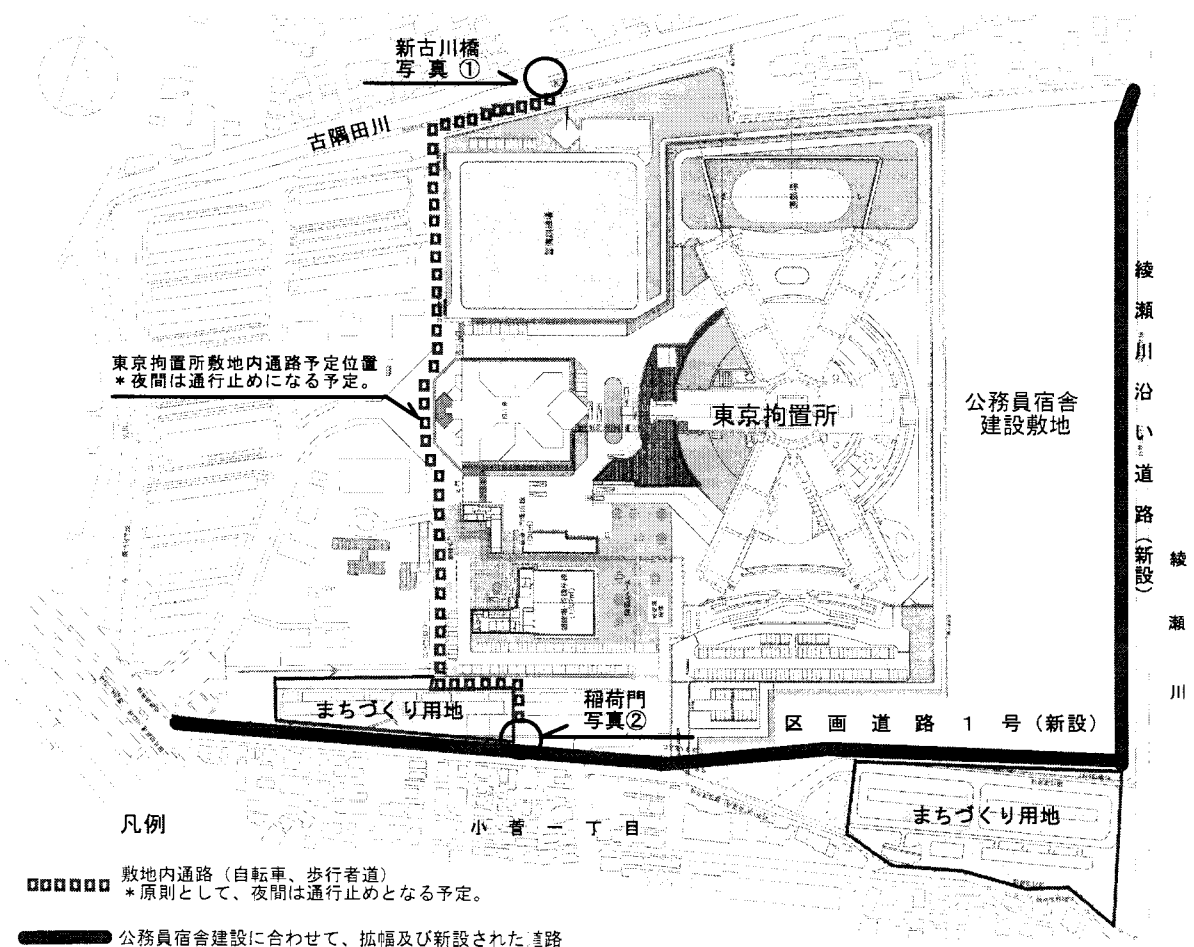
<現在までの経緯>

- ・平成7年8月 葛飾区長より東京拘置所長あて「東京拘置所施設改築に係る諸条件の整備について(要請)」提出
- ・平成7年12月 「東京拘置所改築に係る調整会議」第1回開催

※以降、昨年11月まで27回開催

- ・平成 8 年 9 月 東京拘置所長より葛飾区長あて「要望事項に対する回答」受領
- ・平成 8 年 9 月 東京拘置所改築工事着手（倉庫等解体工事）
- ・平成 21 年 3 月 国家公務員宿舎建設工事着手
- ・平成 22 年 5 月 区画道路 1 号及び綾瀬川沿い道路供用開始
- ・平成 22 年 6 月 国家公務員宿舎小菅住宅竣工
- ・平成 23 年 3 月 東京拘置所改築工事建屋本体工事完了
- ・平成 24 年 3 月 東京拘置所改築工事外構工事等完了

<平面図>



東京拘置所施設改築に係る諸条件の総括表(1)

(別添資料1)

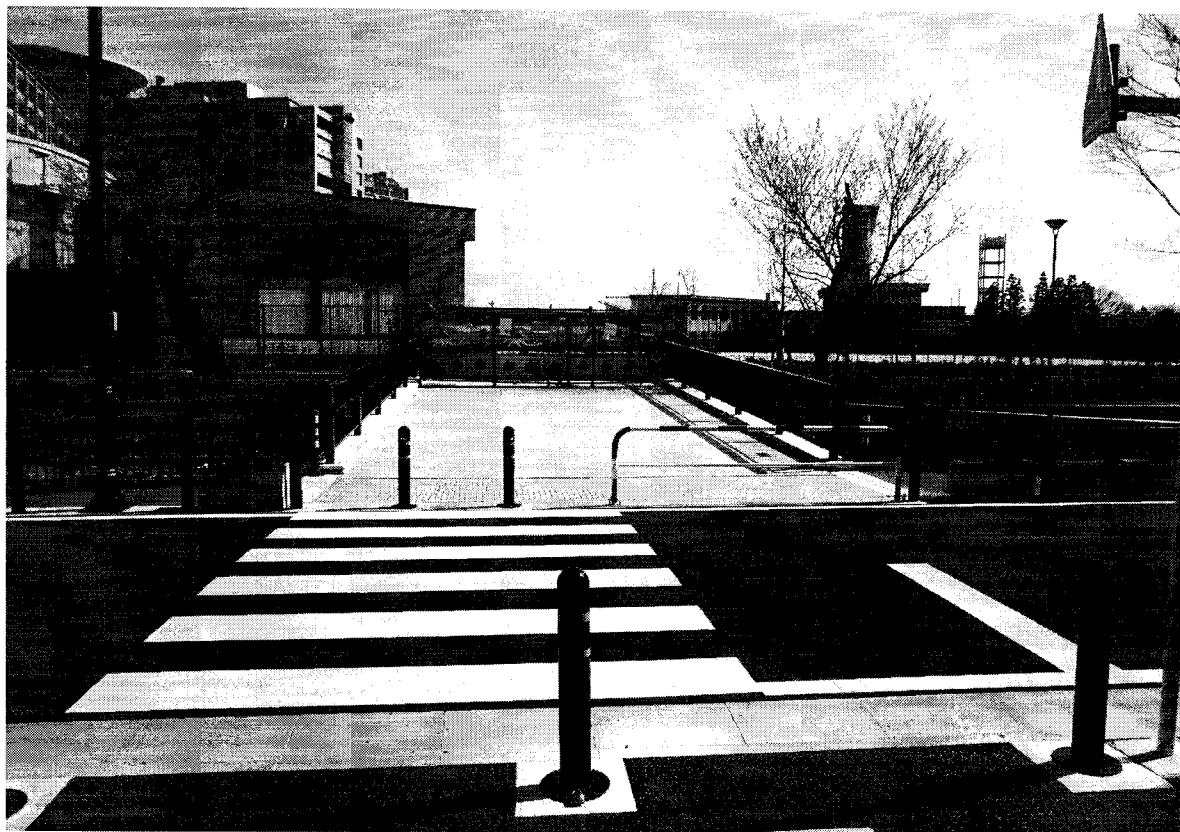
平成7年8月17日	平成8年9月12日	平成24年3月現在
葛飾区長からの要望事項	拘置所からの回答	達成状況
<p><1> 宿舎敷地と庁舎敷地を完全分離し、宿舎敷地は、既成市街地と一体的な土地利用を図ること。</p> <p>① 有効的な土地利用を図り、余剰部分の一部は、地域の街づくりのために供出すること。</p> <p>(ア) 拘置所南側敷地のうち約3ヘクタールを公園用地及び街づくり用地として、葛飾区へ供出すること。</p> <p>(イ) 宿舎敷地内に一般に開放できる施設を整備し、地元住民との交流ができる場をつくること。</p> <p>(ウ) 綾瀬川沿いに約20メートル幅の特殊堤防及び歩行者専用道の整備用地を提供すること。</p>	<p>将来、当所が宿舎の改築をする際に、貴区が有償により同敷地を購入する申請がなされた場合は検討する。</p> <p>グラウンド等を整備し地元住民との交流の場をつくる。</p> <p>同用地を有償により提供すること及び同用地を特殊堤防として整備することは差し支えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地南側の現職員住宅敷地の跡地利用については、東京拘置所より引き継ぎを受ける関東財務局と葛飾区間で調整中。 ・拘置所跡地に建設される公務員宿舎の開発の中で、拘置所跡地南側に約2,400㎡の公園が整備された。 ・警備訓練場をグラウンドとして開放できないか検討中である。 ・国家公務員宿舎整備の中で綾瀬川スパー堤防用地と12mの南北道路用地を提供し整備した。
<p>② 拘置所内の施設配置については、街への影響をできるだけ緩和すること。</p> <p>(ア) 一般道路から庁舎への通路を地下化する</p> <p>(イ) 面会人待合所及び出所者の出迎えの車の出入口を、既成市街地に面しない拘置所内部に設置すること。</p> <p>(ウ) 最寄り駅(小菅駅)から庁舎への道を現宿舎敷地内に設置すること。</p> <p>(エ) 報道関係者の車が、民有地に駐車しないように、宿舎敷地内に駐車場を設置すること。</p>	<p>困難である。</p> <p>敷地内に設置する。</p> <p>将来、宿舎改築の際に検討する。</p> <p>敷地内に設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拘置所敷地内に面会者用駐車場を整備した。 ・敷地内に面会者用の通路を設置する予定はない。しかし、拘置所南側の区道を拡幅し歩道を整備することで安全な歩行空間を確保した。 ・拘置所整備工事の中で敷地内に面会者駐車場とは別に、報道関係者用駐車場を整備した。

東京拘置所施設改築に係る諸条件の総括表(2)

(別添資料1)

平成7年8月17日 葛飾区長からの要望事項	平成8年9月12日 拘置所からの回答	平成24年3月現在 達成状況
<p>③ 拘置所施設の修景により、街の景観づくりに貢献すること。</p> <p>(ア) 拘置所北側裏門堰に沿った敷地は、公園的な整備を行い、地域住民の利用に供すること。</p> <p>(イ) 拘置所周囲の塀は、塀自体の修景のほか一定程度セットバックさせ、植樹するなど修景に努めること。</p> <p>(ウ) 将来、宿舎の改築に当たっては、周辺余剰地を含め、宿舎敷地全体を緑地の多い公園的な機能を備えたものにする。</p> <p>(エ) 現庁舎は、東京都歴史的建造物に指定されているので保存すること。</p>	<p>地域住民の利用に配慮する。</p> <p>外塀は、一部を除き撤去する計画であり、植栽を施し修景に努める。</p> <p>宿舎の改築に当たっては、敷地内に植栽を施し公園的な機能整備に配慮する。</p> <p>東京都の指定を尊重し、保存したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警備訓練場と一体となった緑地として地域の方々に開放できないか検討中。 ・拘置所東側の塀は、国家公務員宿舎建築に伴い撤去した。また、南側のレンガ塀は、区道拡幅に伴い撤去した。 ・宿舎建替え整備の中で対応する予定である。 ・現在、外部有識者の意見を交えながら保存又は改修の可否について検討しているが、耐震性に問題があるため、今後、法務省(本省)で方針を出す予定である。
<p><2>周辺地域との共存を工夫すること。</p> <p>(ア) 街づくりのための調整会議を設置し、区、地元住民、関係機関等との連携を密にすること。</p> <p>(イ) 災害時の拘置所の協力(炊き出し・災害復旧等)を行うこと。</p> <p>(ウ) 将来、宿舎の改築に際しては、できるだけ地元区民と交流が図られるよう配置すること。</p> <p>(エ) 整備期間中は、周辺住民への配慮(住民説明・苦情処理等)を十分に行うこと。</p>	<p>連携を密にする。</p> <p>積極的に協力をする。</p> <p>配慮する。</p> <p>十分配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度から地元区民と拘置所、葛飾区が主体の調整会議を設置し、これまで27回の会議を行い連携を図っており、現在も活動を継続している。 ・災害時に拘置所が直接炊き出しなどを行うことはないが、拘置所の職員住宅の自治会と町会との協力体制や、一時避難所としての指定などについては、今後、地元区民、葛飾区と協議していく。 ・警備訓練場や鍛錬場、一部制限はあるものの整備される南北通路の地域の方々への開放などを通して交流を図っていく予定である。 ・これまでも、また、これからも、地域の方々に対しては、事業の内容の説明や工事などの説明を十分に行っていくことを考えている。

① 新古川橋



② 稲荷門

